

倫 理 規 定

特定非営利活動法人エイジコンサーン・ジャパン

- 1 客観的で公平な立場を堅持し、適正な評価を行う。
- 2 業務を利用し、第三者評価に関する契約にかかる料金、費用以外の金品を請求しない。また、業務に関連し、第三者評価に関する契約にかかる費用以外の金品を受領しない。
- 3 評価業務にかかる契約事項並びに取り決め事項については、確実に履行する。
- 4 利用者に対するヒアリングを実施する際は、利用者に調査協力を強いることがないよう、十分に配慮するとともに、利用者及びその家族に対する人権を尊重するとともに個人情報の保護を徹底する。
- 5 評価に際しては、第三者評価の適正かつ円滑な実施とともに、事業者のサービス提供に支障を来たさないよう、評価機関及び事業者が相互に協力して業務を実施するものとする。
- 6 第三者評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口の設置について、事業者、利用者及びその家族等に対する周知を行なう。